

序 基本事項

1) 中心市街地活性化基本計画策定の背景と必要性

本市は、高度経済成長期において急激に進行した、都市化による無秩序な市街地開発を防ぎ、調和のとれた良好な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道などの様々な都市基盤整備に努めるとともに、山間・山麓の保全をはじめとする自然環境の保全、景観の維持に力を注いできた。結果として、市制施行時期と比較し、人口は約4倍となりながらも、良好な住環境の維持に、一定の成果を収めることができた。

なかでも、箕面地区、桜井地区は、良好な住宅街としてのイメージ醸成を牽引してきた地区であり、本市の商業機能、行政・公共機能が集約された重要な都市核であった。

一方で市域の市街化が伸展することは、商業施設をはじめとする様々な都市機能が外延的に拡大することであり、多様な都市機能を持ち、魅力に富んでいた両地区の求心力が、相対的に弱まることとなった。とりわけ、近年においては、少子高齢化の急速な進行、施設の老朽化、商業の衰退などの課題が顕在化し、都市機能の空洞化を余儀なくされている。

上記の課題に対し、本市は、中心市街地活性化基本計画への発展も視野に入れ、まちづくりの視点を踏まえた商業活性化の基本理念を、箕面市商業活性化ビジョンとして策定（平成13年度）した。また、活性化ビジョンを実現する事業メニューとして、箕面商工会議所が商業活性化アクションプランを策定（平成13年度）し、現在、様々な活性化事業が実践されつつある。

しかし、社会・経済状況の著しい変化を要因として、上記の課題は、予想を上回る速度で緊急性を高めており、個々の課題として別々に解決策を検討するのではなく、まちづくり全体を見据えたマネジメントのもとに、ハード・ソフトの両面にわたる解決策を、早期に実施していく必要がある状況に至っている。

2) 中心市街地活性化基本計画策定の趣旨及び目的

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(以下、中心市街地活性化法)に基づき、様々な都市機能が空洞化しつつある箕面地区、桜井地区を本市の中心市街地として位置づけ、都市生活空間としての中心市街地を活性化するため、基本的な方針、目標を定め、今後推進すべき施策を体系化する。また、商業等の活性化における総合的なマネジメント団体である TMO 組織についても検討し、その望まれる要件について言及する。

3) 中心市街地活性化基本計画の推進目標期間

平成 17 年度(2005 年度) ~ 平成 26 年度(2014 年度)の 10 年間

- ・前期 平成 17 年度 ~ 平成 19 年度
- ・中期 平成 20 年度 ~ 平成 23 年度
- ・後期 平成 24 年度 ~ 平成 26 年度

施策としての緊急性、実現性などを鑑み、本計画に記載する事業計画は、前期、中期、後期の事業着手目標年次を設けるものとする。

4) 中心市街地活性化基本計画を適用する区域、面積

箕面市西部地域に位置する箕面地区、桜井地区に属する以下の町丁目の全部ないし一部(選定理由及び、詳細については 13 ~ 16 ページを参照)。

箕面地区

- ・温泉町 ・箕面一~二、五~六丁目
- ・西小路一~五丁目

桜井地区

- ・牧落一~五丁目 ・百楽荘一~四丁目
- ・桜一、四~六丁目 ・桜井一~三丁目 ・半町二~三丁目

面積 約 260ha